



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

【令和2年3月10日現在】

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休校等をした小学校等に通う子供
②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子供
①、②の世話を保護者として行うことが必要な労働者に対し、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成金制度が創設されました。

助成内容

令和2年2月27日から3月31日において

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額

（1日1人当たり8,330円が助成の上限です。）

対象となる保護者

親権者、未成年後見人、その他（里親、祖父母等）であって、子供を現に監護する者
他、各事業主が有給休暇対象とする場合は、子供の世話を一時的に補助する親族も含む

対象となる有給の休暇の範囲

- 春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い
上記①「臨時休業等をした小学校等に通う子供」
 - ・学校：学校の元々の休日以外の日
 - ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日上記②「新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子供」
 - ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日～3月31日までの間は対象
- 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い
 - ・対象となります。
- 就業規則等における規定の有無
 - ・就業規則等が整備されていない場合も要件に該当する休暇を与えた場合は対象

○「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
- 障害のある子供については、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子供の一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

支給要件等詳細は、決まり次第お知らせいたします。

新型コロナウイルスに関する労務管理上の注意点

令和2年3月10日現在

① 職員が感染して知事による就業制限のため労働者が休業する場合

一般的には「使用者の責めに帰すべき休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

② 職員が感染を疑われる場合 【 職員の自主的休業 】

発熱などの症状があるため職員が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取り扱うこととなります。

③ 職員が感染を疑われる場合 【 使用者の自主的な判断での休業 】

使用者の自主的な判断で職員を休業させる場合は、一般的に、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払う必要があります。

④ 感染の疑いのある職員を、一律に有給休暇を取得したこととして取り扱うこと

年次有給休暇は、原則として職員の請求する時季に与えなければならないものなので、使用者が一方向的に取得させることはできません。

⑤ 感染症によって事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業する場合

感染症により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、不可抗力による休業の場合を除いて、使用者は、労働者を休業させるときは休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

上記内容は厚生労働省発表に基づき、現在の情報を一般的な状況を想定して記載しております。個別の判断については、担当者にお気軽にご相談ください。

雇用調整助成金の特例について

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対して、特例措置がもうけられ次のとおり一部受給要件が緩和されました。

- ① 雇用保険被保険者として継続雇用期間が6か月未満の労働者についても助成対象
- ② 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象
- ③ 計画届が令和2年5月31日まで事後提出可能
- ④ 生産指標（10%以上の減少）の確認期間が3か月から1か月に短縮
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

支給要件の詳細は、担当者にお気軽にご相談ください。